

## 時間年次有給休暇に関する協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第39条第4項に基づき、時間年次有給休暇の取得に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 すべての職員を対象とする。

（日数の上限）

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、年次有給休暇の付与日を起算日とする1年間において、5日以内とする。

（1日分年次有給休暇に相当する時間年次有給休暇）

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合、1日の年次有給休暇に相当する時間数は所定労働時間とし、1時間未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

（取得単位）

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとする。

（自動更新）

第6条 この協定の有効期間満了の1か月前までに、労使いずれからも申出がない場合は同一条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2024年4月1日

公立大学法人会津大学理事長 東原 恒夫

会津大学過半数代表者 中里 直人